

役員の報酬等の支給の基準

(総則)

第1条 公益社団法人立体駐車場工業会(以下「本会」という。)の常勤の理事並びに公益法人法第5条第15号に定める外部理事及び同条第16号に定める外部監事に対する報酬等の支給については、この基準の定めるところによる。

(報酬等の種類)

第2条 報酬等の種類は、次のとおりとする。

- 一 報酬年額 (一時金を含む)
- 二 退職慰労金
- 三 謝金

2 上記の他、常勤の理事に対しては、職員給与規程に準じた通勤費、別居手当を別途支給する。

(報酬年額の支給の基準)

第3条 常勤の理事の報酬年額は、事業年度ごとに1名につき1,000万円を超えない範囲とする。

- 2 各常勤の理事の報酬年額は、前項の範囲内で理事会の決議により決定する。
- 3 外部理事及び外部監事に対しては、総会及び理事会に出席した場合(都度)、謝金として3万円(源泉所得税等を除く)を支払う。なお、総会及び理事会が同日に開催される場合は一回分として支払う。
- 4 外部監事が監事監査(監査報告書の作成を含む)に出席した場合、謝金として6万円(源泉所得税等を除く)を支払う。

(退職慰労金及び弔慰金の支給の基準)

第4条 常勤の理事が退任した場合には、総会の決議により退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金は、常勤の理事の退任日又は死亡日における、その者の報酬年額の12分の1の額に、その者の在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 在任4年までの期間については、在任期間1年につき100分の100
- 二 在任4年を超える期間については、在任期間1年につき100分の140

3 特別の事由があるときは、前項の規定により計算した退職慰労金の額に、退任日又は死亡日における、その者の報酬年額の12分の1の額の10倍を上限とし、加算して支給することができる。

4 死亡した場合には、前2項の規定による退職慰労金のほかに死亡した日にお

けるその者の報酬年額の 12 分の 1 の額の 5 倍を上限とし、弔慰金としてその遺族に支給する。

（在任期間の計算）

第 5 条 退職慰労金の算定の基礎となる在任期間の計算は、常勤の理事としての引き続いた在任期間とする。

2 前項の規定による在任期間の計算は、常勤の理事として就任した日の属する月から退任又は死亡した日の属する月までの月数による。

3 前 2 項の規定による在任期間のうち、休職期間は在任年数に算入しない。業務上の傷害による休職の期間及び本会の命による休職の期間は在任年数に算入する。

4 前 3 項の規定により計算した在任期間に、1 年に満たない端数がある場合にはその端数は月割（1 月に満たないものは切り上げる）をもって計算する。

（支給の方法）

第 6 条 報酬等は、その全額を通貨で支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。また、報酬等につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

2 報酬年額の支給の時期は、報酬年額の 12 分の 1 を毎月支給し、その支給日は職員の支給日に準ずる。

3 常勤の理事が月の途中で交代した場合においては、当該月の日数の割合（暦日を基本）に応じて報酬を支給する。

4 報酬年額の 12 分の 1 の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

5 退職慰労金及び弔慰金を計算した結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げる。

（基準の変更）

第 7 条 この基準は、総会の決議により変更することができる。

附則

1. この基準は公益社団法人立体駐車場工業会の設立の登記の日から適用する。

附則

1. 第 2 条第 2 項及び第 5 条第 4 項に係る規定は、令和 3 年 5 月 20 日より適用する。

附則

1. 第2条及び第6条の規定の変更は、令和5年5月18日より適用する。

附則

1. 第1条、第2条第1項、第2項及び第3条第3項、第4項に係る規定は、令和7年5月15日より適用する。